

平成 27 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 状 況

(研修事業以外)

抜 粋

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

・ 健康福祉部	・ ・ ・ ・ ・	5 1
・ 商工労働観光部	・ ・ ・ ・ ・	6 3
・ 農林水産部	・ ・ ・ ・ ・	6 7
・ 建設交通部	・ ・ ・ ・ ・	7 1
・ 教育庁	・ ・ ・ ・ ・	7 3
・ 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	8 3

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
	特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
	人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	<p>少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。</p> <p>例えば、京都府の自殺者数については、減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われていることから、「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、「京都府自殺対策推進計画」を策定、悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、自殺対策を総合的に推進している。</p> <p>また、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が平成27年度から全面施行されたことに伴い、引き続き啓発活動を市町村や関係団体とともに取り組む。</p> <p>また、子どもの貧困対策については、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、全ての子どもが生まれ育つ家庭に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。</p> <p>(3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	--

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
看取りプロジェクト推進事業		通年	<p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取りについて考える府民意識の醸成 漫画啓発冊子(施設看取り版)の発行、ラジオリレートーク 6回実施 ・看取りサポート専門人材の養成 医師 79名、看護師 90名、介護支援専門員 92名、施設介護職員 141名 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取りに関する府民意識の醸成や、看取りを支える専門人材の養成を図ることができた。 				高齢者支援課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉従事者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談(高齢者及びその家族等からの相談) 419件 ・専門相談(法律相談等) 107件 ・情報提供(高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等) 2,189件 <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)京都SKYセンター内に設置。同センターに委託 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談等、複雑な案件に応える場の提供により、高齢者の生活への支援など、所期の目的を概ね達成することができた。 ・シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要 				高齢者支援課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
認知症総合対策事業		通年	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる認知症ケア体制の構築を図る</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターの設置（府内8カ所） 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築。 ・認知症初期集中支援チームの設置（5市町） 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。 ・初期認知症対応型カフェの設置（21市町・96箇所） 認知症初期（軽度）の人が医療的な関わりを受けながら「集う場」の設置を促進。 ・認知症啓発の強化 認知症に対する理解向上を図るため、認知症キャラバンメイト、サポーター等による啓発部隊による啓発活動を展開。 ・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施（修了者1,244名） 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 地域相談窓口の設置（府内60カ所） 認知症の人にやさしいまちづくりフォーラムの開催（1回・参加者578人） ・若年性認知症対策の推進 若年性認知症コールセンターの設置 産業医や支援者の養成や圏域相談会等の開催（200名養成、相談会等14回開催） ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成（累計1,972事業所・サポーター14,068名） ・キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進（サポーター33,459名、キャラバンメイト231名） <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症医療連携の核となる認知症疾患医療センターを全2次医療圏に設置するとともに、医療従事者の認知症対応力向上や市町村による初期集中支援チーム、認知症カフェの設置は着実に進捗しているが、市町村の取組にばらつきがあるため、引き続き全体の底上げが必要。 		高齢者支援課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）				
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉従事者	同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

事業名	実施時期	概要				担当課(室)	
自殺対策総合推進事業	事業ごと	<p>(1)事業の目的・概要 京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2)内 容 ①京都府自殺対策推進協議会の設置【4月】及び「京都府自殺対策推進計画」の策定【12月】 ②段階に応じた自殺予防対策 ○京都いのちの日シンポジウムの開催【3月1日(火)、「共に生き、共に支え合う京都府づくり」をテーマに開催し312名参加。アンケート回答者155名の約80%(125名)が肯定的評価】 ○小中高校生を対象にした自殺予防教育【延べ13小中学校で出前講座を実施】 ○民間団体等支援人材交流会の開催【2回開催。延べ参加者数38名】 ○臨床宗教師による自死遺族等のための居場所づくり【2回開催。延べ参加者数6名】 ○働く人のメンタルヘルス対策の実施 ・産業カウンセラーによる相談【12回開催。延べ利用者数24人】(「中小企業労働相談事業」に掲載) ・中小企業の人事労務担当者向けに若者のメンタルヘルスを学ぶセミナーの開催【4回開催。延べ参加者数164名】 ○市町村・団体の事業支援【自殺対策事業補助金により19市町村、8団体に対して事業支援】 ○自殺ストップセンターにおける無料アプリLINEを活用した電話相談の開始【4月】 ○自死遺族サポーターの養成【研修を実施し6名養成。周知チラシを府内全25警察署等へ配布】 ○ゲートキーパー養成によるグリーンケアの推進【4,265名養成(H24年度以降の累計20,342名)】 ○救急医療機関と連携した未遂者対策等を実施【5圏域】</p> <p>(3)評 価 平成27年の京都府の自殺者数は424人(前年比47人、10%減少)と、自殺者の急増した平成10年(687人)以降最少となったとは言え、依然として多くの方が自ら命を絶っておられる状況。今後は、平成27年12月に策定した「京都府自殺対策推進計画」に基づき、引き続き自殺対策を推進。</p>				福祉・援護課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場 学校、地域社会、家庭、企業・職場	特定職業従事者	計画の推進策 指導者養成、資料等整備、効果的な手法、民間等との連携、調査・研究成果活用	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)			同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要						担当課(室)		
高齢者の権利擁護の推進		随時 通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束及び虐待に関する実態調査（身体拘束対象697施設、虐待実態調査26市町村） ・身体拘束改善事例の周知（京都府ホームページへ掲載） ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援（平成24年6月1日開設） ・専門職による電話相談等 ・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ・成年後見制度に関するパンフレットを作成し広報・啓発を実施 <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束や高齢者虐待の実態を調査し、結果の公表を図ることにより、高齢者に対する権利擁護の意識向上が図られ、高齢者虐待事例の早期対応につなげることができた。 ・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。 ・成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。 						障害者支援課 高齢者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	企業・職場	保健福祉関係者		同和問題	女性	子ども	○ 高齢者	○ 障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
障害者虐待防止対策及び権利擁護の推進		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また、障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や虐待防止のための取組事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を推進。</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、障害者及び障害者虐待に係る市町村の取り組みを支援 ・ 専門職による電話相談等 ・ 弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣 ・ 成年後見制度に関するパンフレットを作成し広報・啓発を実施 <p>[評 価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。 ・ 成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。 ・ 施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。 				障害者支援課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策				人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	地域社会、企業・職場	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
発達障害者支援事業		随時 通年	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施。 [内 容] ・発達障害者支援センターにおける取組(通年) (個別支援、他支援機関、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供等) ・圏域支援センター(府内6箇所 通年) [評 価] ・発達障害者支援センター及び圏域支援センターにおいて実施している講演会等により、多くの府民の方に発達障害に対する理解について広く啓発できた。 ・発達障害に関する相談(発達・生活・就労等)などを行うセンターを設置運営することにより、発達障害者及びその家族の地域における総合的な支援体制の整備が図れた。					障害者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業			発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施。 [内 容] ・5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施 (専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 [評 価] ・障害が早期発見(5歳児)できた子どもに対して支援を実施するなど、早期療育につながれた。 ・発達障害などにより集団生活が困難な子どもの保護者や保育者の気づきを促すことができた。					障害者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
障害者に対する理解と交流促進活動	事業ごと	<p>「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者への思いやりのある行動が自然とできる「障害者支援サポーター」の養成 ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催(5月) (スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー) <場所：府立丹波自然運動公園(京丹波町)> ・「障害者週間」啓発活動促進事業(11~12月) (障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール) ・障害者文化芸術推進事業(芸術作品展の実施) (「きょうと障害者文化芸術推進機構」の設置、「共生の芸術祭」「とっておきの芸術祭」の開催) ・全国車いす駅伝競走大会(3月) (全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝) 等 <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツレクリエーションフェスティバルでは4,000人を超える障害者と府民が集まり、スポーツを通じた相互理解と交流が図られた。 ・推進機構の設置については、併せて開設した事務局兼展示場において常設的に企画展を実施するなど、障害者の芸術への関心を高め、また発表の機会提供により障害者の創作活動が拡大するなど社会参加の推進が図られた。 ・つどいの事業や大きな啓発の場である全国車いす駅伝の開催については、広く府民の理解促進と社会参加のきっかけづくりとなった。 	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
障害者に関するシンボルマークの普及	随時	<p>障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及に努めるための取り組みを実施。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者福祉のてびき」の中に障害者に関するシンボルマークを紹介する記事を掲載し、各マークの普及・啓発を図る。 <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く普及・啓発をすることができた。 ・今後も幅広い府民の方に障害者に対する理解を深めていただけるよう啓発に努める。 	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
児童虐待等総合対策事業	通年 11月	<p>児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施</p> <p>〔内容〕 講義、ワークショップ 〔日数〕 7日(全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数) 〔会場〕 府家庭支援総合センター、福知山児童相談所</p> <p>11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。</p> <p>〔内容〕 ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発 等</p> <p>◆評価 事業実施により、児童虐待に関する理解が深まることにより、被害者への支援を推進することができた。今後さらに、事業客体に関する広報・啓発に努める必要がある。</p>	家庭支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
性被害者ワンストップ相談支援センター事業	通年	<p>行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等)をワンストップで提供するセンターを設立し対応することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(平成27年8月10日設置) 心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。 (電話相談321件、来所相談34件) ○性被害者相談支援員の養成 新たな支援員を養成し、被害者支援、関係機関連携を強化 (33名養成) ○性被害者に対する相談・支援ネットワークの構築 関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を強化 <p>〔評価〕 事業実施により、性暴力被害に関する理解が広まるとともに、被害者への支援を推進することができた。今後さらに、事業の広報・啓発に努める必要がある。</p>	家庭支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)							
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
ハンセン病対策啓発事業		6月	<p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日(6月22日)を中心とした各種啓発活動</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内高校3年生を対象に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生とのふれあい交流会事業 実施日：平成27年10月5日 会 場：国立療養所 邑久光明園等 参加者：29名(中学生、教職員及び保護者等地域住民) ・入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発 場 所：府庁2号館展示ロビー 期 間：平成27年6月16日～6月19日 平成27年10月14日～10月16日 <p>[評 価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流会に参加した中学校では、当該事業をハンセン病への理解だけでなく普遍的な人権について考える力を養う学習の一環としてとらえており、事業実施後、生徒集会で生徒自らの考えを発表するなど、事業効果は高いと考えられる。 ・府庁2号館ロビーにおいて、6月と10月にハンセン病問題に関するパネル展示を実施しているが、来庁者に関心を持ってもらえるよう、陶芸や手芸等の入所者作品を合わせて展示するとともに、入所者手作りのしおりを配布している。 		健康対策課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	学校、地域社会		資料等整備	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 (患者等) さまざまな人権 普遍的考え方

【健康福祉部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)					
エイズに関する普及啓発事業		12月	<p>京都府エイズ予防月間等における各種啓発活動の強化</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の出張型予防教育・研修会及び啓発活動の実施(計34回開催、延べ約5800名参加) ・エイズ等予防啓発ボランティアグループ(紅紐)の養成(2718名)及び啓発 ・啓発資材(ポスター、パンフレット等)配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充 ・AIDS文化フォーラムin京都共催(開催日:10月3、4日、参加者:延べ1200名) <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所による予防教育・研修会は、主に中学・高校等において開催し、エイズに関する正しい知識の普及を図っているほか、大学における啓発活動の実施に当たっては、大学保健センターや学生課、学生サークルと協力し、事前に勉強会を開催するなど、事業効果を高める工夫をしている。 ・「紅紐」については、各種イベントへの出展、レッドリボンネイルアート等により、同世代である若年層に対する普及啓発を中心に実施してきた。 ・府内におけるHIV検査受検者数は、増加傾向が続いてきたが、27年は4,054人(26年:4,574人)で前年より減少しており、より多くの人に受検してもらうため、一層の啓発活動を実施していく。 ・AIDS文化フォーラムin京都の参加者に対するアンケートでは、「満足」が69%、「どちらかというと満足」が28%と好評であり、また、参加者には教育や医療関係者等も多く、「学んだことを還元したい」等の意見もあることから、今後、それぞれの活動において、更なる啓発活動の拡大が期待できる。 ・全国のHIV感染者、エイズ患者の報告数は、年間約1500人で高止まりの傾向が続いており、関心の低下が課題となっていることから、一層の普及啓発の取組が求められている。 		健康対策課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				
	学校、地域社会		同和問題	女性	子ども		高齢者	障害のある人	外国人	患者等

商工労働観光部

所 掌 事 務	(全般) ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、 職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌 (人権関連) ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る 諸課題の解決を図る	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業従事者等	
			人権問題	人権全般

所管事項に 関する 課題認識	<p>企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。</p> <p>特に、企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</p>
----------------------	---

取組の方向	<p>企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応する必要があるため、府内企業の代表者や人事担当者等、商工業団体の役職員を対象にした各種セミナーや研修会を実施し、労働者の人権や企業活動に伴う人権問題等各企業へ人権擁護意識を普及させるとともに、労働者向けの相談窓口を設置する。</p>
-------	---

【商工労働観光部】

事業名	実施時期	概要		担当課(室)
公正採用選考啓発事業	H27.6.10 ～ H27.6.19 10日間	<p>(1)事業の目的・概要 毎年6月10日から19日の公正採用推進旬間において、新聞・テレビ広告や研修会等、広く注意喚起を図り、啓発活動に取り組む。</p> <p>(2)内容 ○研修会 労働局と連携し、企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催。 ○啓発ポスター（B2版 4,000枚） 京都府と労働局・ハローワークの連名のポスターを作成し、旬間開始までに府機関、市町村、経済団体等に配布するとともに、ハローワークを通じて府内各事業所に配布。 ○新聞意見広告 啓発効果を高めるため、6月10日に朝刊5紙にポスターと同じ内容・デザインで新聞意見広告を実施。(10段：京都、7段：毎日、朝日、読売、産経) ○テレビ意見広告 旬間期間内に公正採用選考啓発スポットCM（15秒×25本程度）を放送。(KBS京都)</p> <p>(3)評価 ポスター作成や新聞意見広告、テレビ意見広告などの実施とあわせて、同時期に研修会を開催するなどして効果的な啓発活動を展開するとともに、京都ジョブパークの企業支援に向けたカウンセリング時に、適宜、啓発冊子を用いて公正採用選考に関する注意喚起を図っており、効果的な啓発活動を展開できている。 ただ、不適切な面接事例などの事例もなお散見されるところであり、引き続き啓発に努める必要がある。</p>		総合就業支援室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)
	企業・職場		効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

事業名	実施時期	概要		担当課(室)
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業	通 年	<p>(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象に実施する研修に対して補助</p> <p>[対象団体] ・(一社) 長田野工業センター ・(一社) 綾部工業団地振興センター</p>		産業立地課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)
	企業・職場	—	国、市町村、民間等連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【商工労働観光部】

事業名	実施時期	概要	担当課(室)		
中小企業労働相談事業	通年	<p>【事業概要】 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題に関する労使双方からの相談に、専門の相談員が無料で応じる。(電話または来所、フリーダイヤル(京都府内限定)も利用可能) 弁護士による特別労働相談、産業カウンセラーによるメンタル相談も実施</p> <p>【内容】 ※合計の相談件数：2,968件</p> <p>1 一般労働相談 ・月～金 9:00～13:00、14:00～17:00 ・相談件数：1,832件 ・主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「退職・退職金」 ②「賃金」 ③「勤労者福祉」 ・相談者の雇用形態 正規労働者814件、非正規労働者656件、使用者64件、他298件</p> <p>2 非正規労働ほっとライン及び若者等労働ホットライン(社会保険労務士による相談) ・土曜日 9:00～13:00、14:00～17:00 ・月～金(夜間相談) 17:00～21:00 【平成27年4月 拡充】 ・相談件数：1,136件 ・主な相談内容(複数回答 上位3項目) ①「パワハラ・人間関係」 ②「勤労者福祉」 ③「労働時間・休日」 ・相談者の雇用形態 正規労働者533件、非正規労働者482件、使用者10件、他111件</p> <p>3 特別労働相談(弁護士による相談 第3木曜日 要予約) ・相談件数：61件 ・主な相談内容(複数回答) 「パワハラ・人間関係」、「解雇・退職勧奨」、「賃金」</p> <p>4 働く人のメンタルヘルス相談(産業カウンセラーによる相談 第2水曜日 要予約) ・相談件数：24件 (※自殺対策総合推進事業にも掲載) ・主な相談内容(複数回答) 「パワハラ・人間関係」、「キャリア形成・今後の働き方」、「解雇・退職勧奨」</p> <p>【評価】(課題・今後の方向性等) ・相談員が労働法令関係や制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行った。 ・専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士による相談を実施。 ・相談内容により監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局の「あっせん」、ハローワークでの相談などを紹介。 ・労使紛争の大半が、労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題。 ・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要。</p>	労働・雇用政策課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <u>さまざまな人権</u> 普遍的考え方

農林水産部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 ・ 農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図る 	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業従事者等	
			人権問題	普遍的考え方、女性

所管事項に 関する 課題認識	<p>「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現のため、</p> <p>①農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要。</p> <p>②併せて、農山漁村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要。</p>
----------------------	--

取組の方向	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子どもの人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農山漁村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
-------	--

【農林水産部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
農林漁業関係団体役職員 人権啓発研修費補助		4月 ～ 3月	<p>①事業の目的・概要 農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対する補助</p> <p>②内 容 各団体が研修会を開催するとともに、啓発資料を作成・配布した。</p> <p>(1)京都府農業協同組合中央会 ○研修 1回 ・中央会、各連合会(3団体)の役員・職員に対する研修：97人 (H28.3.14) 講演：「職場の人権」 ○啓発資料の作成・配布 2種類 各JA、各連合会等に配布 ・人権啓発標語入り卓上カレンダー 3,600部 ・人権啓発パンフレット 2,200部</p> <p>(2)京都府漁業協同組合 ○研修 1回 ・漁業関係団体の役員・所属職員等に対する研修：48人 (H28.3.14) 講演：「パワーハラスメントの概要」 ○啓発資料の作成・配布 1種類 漁協等の役員・職員に配布 ・人権啓発標語入り付箋付ブロックメモ 500個 ・人権啓発標語入り蛍光ペン(3色セット) 200セット</p> <p>(3)京都府森林組合連合会 ○研修 1回 ・連合会・各森林組合役職員等に対する研修：18人 (H27.7.27) 講演：「働きやすい職場をつくる！」コミュニケーション講座 ○啓発資料の作成・配布 1種類 ・人権啓発資料 460部</p> <p>③評 価 農業関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配布を通じて、様々な人権啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。 今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p>		農 政 課 水 産 課 林 務 課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	企業・職場			同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 ○さまざまな人権 普遍的考え方

【農林水産部】

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
農村女性育成事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>(2)内 容 ①家族経営協定の締結推進 府内農業者に対して、協定締結に向けた個別支援を推進 ②農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた研修会の開催 ③農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的とした研修会の開催</p> <p>(3)結 果 ① 平成27年度家族経営協定締結数 5戸(累計307戸) ② 山城農業改良普及センターで研修会開催(参加女性実人数6人 開催回数5回) ③ 南丹農業改良普及センターで研修会開催(参加女性のべ人数100名、3回)</p> <p>(4)評 価 ②については、受講生が商談会で新たな取引につなげる等、成果が出ている。 ③については、平成27年度に改正された食品表示制度の理解を深め、現場で活用されている。</p>				流通・ブランド戦略課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

建設交通部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> ■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理 ■府営住宅の整備及びその管理 ■福祉のまちづくりの推進 ■建設業の許可 ■宅地建物取引業の免許 など 	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業従事者等	
			人権問題	高齢者・障害者・女性・外国人 同和問題

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■建設業については、年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、あるいは業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。
-------	--

【建設交通部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
宅地建物取引業者人権啓発		通年	<p>[目的・概要] 宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、業界団体の研修会や取引士証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行う。</p> <p>[内 容] ◇宅地建物取引士に対する法定講習<H27.4.1~H28.3.23全26回 計1,861名受講> 建築関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、宅建業における人権問題に関する指針策定の経過や概要について説明。</p> <p>◇宅建業団体人権啓発研修会<H27.11.4平安ホテル、89名参加> 府と業界団体との共催により、高齢者施設団体の代表を講師に招き、人権研修会を開催。不動産業界に期待される人権問題の取組み等について説明</p> <p>◇京都府宅地建物取引業協会 会員研修会<6支部 985名参加> ・府から出講し、土地差別調査事件や消費者の忌避意識等について、アンケート調査の結果、府人権指針の概要や国土交通省の見解等を示しながら説明 ・京都市居住支援協議会から講師を招き、「高齢者の福祉について」等の演題により高齢者への住宅差別をなくし、高齢者が入居しやすい住宅の普及への理解を促した。</p> <p>◇全日本不動産協会京都府本部 会員研修会<H27.12.3シルクホール 408名参加> 中学校の校長を講師に招き「社会の中の差別の捉え方」という演題により講演</p> <p>[評 価] 実際の宅地建物取引の場において人権問題に直面したときに、どう対処するべきかを共に考える機会となり、人権意識の向上が図られた。 宅建業者に対する人権問題についてのアンケート調査の結果からも、こういった研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を築くことに有効であることが伺える。</p>		建築指導課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)	
	企業・職場	—	指導者の養成、民間との連携	同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進 (社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
			特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
			人権問題	

所管事項に関する課題認識	<p>「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。</p> <p>また、社会教育においても、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。</p>
--------------	--

取組の方向	<p>(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実・向上や進路保障に努めるなど、一人一人を大切に教育の推進を図る。 また、基本的人権の尊重や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。</p> <p>(社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実努める。</p>
-------	--

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要		担当課(室)						
「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第3版(平成27年度)」作成		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 学校教育・社会教育において人権教育を推進するために、その基盤となる人権教育関連法令等を掲載した指導資料集を作成し、府内の学校等に提供。</p> <p>(2)内 容 人権に関する諸施策の根拠となる法律や答申、国際連合において採択された人権に関する諸条約や宣言について、基本的人権の尊重に関する国内及び国際関係資料と、同和問題や女性、子どもなどの様々な人権問題に関する資料を、普遍的な視点と個別的な視点からの二部構成として掲載した。 [数 量] 17,500部 [配布先] 京都府内の公立小・中学校・府立学校の全教職員・市町(組合)教育委員会等</p> <p>(3)評 価 ・ 今回作成した第3版では、京都府の人権教育・啓発を推進する上で基本指針となる「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」の内容を反映した構成に改訂するとともに、前回作成時から新たに策定された「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の法令を掲載し、教育現場における喫緊の課題に対して対応できるよう全ての教職員に配布した。 ・ 全文を掲載していない法令については、抜粋または概要を掲載するとともにURLを掲載し全文を参照できるようにした。 ・ 法律だけでなく、関連する条例や計画、方針などのURLも合わせて掲載し、参照できるように構成した。</p>		学校教育課 (人権教育室)						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)								
	学校	教職員	人権教育・啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
人権教育資料作成 （人権教育進路保障資料）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>(2)内 容 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧 〔数 量〕 22,000部 〔配布先〕 小・中・府立学校・市町（組合）教育委員会・広域振興局・保健所等相談機関等へ配布</p> <p>(3)評 価 ・ 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめ、各種相談機関（隣保館等を含む）へ配布するなど、援護制度の周知徹底を図った。 ・ 小・中・高校の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階における援護制度を掲載した。 ・ 多くの府民が活用できるよう、京都府教育委員会のホームページに掲載するとともに、19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語）も作成し、掲載している。 ・ 就・修学及び進学・就職のための援護制度だけでなく、保護者等への支援についても併せて紹介できるように、参考資料として掲載した。</p>		学校教育課 （人権教育室）
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	学校 家庭	教職員	人権教育・啓発資料等の整備	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方	

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要		担当課（室）
人権教育研究指定事業 （人権教育研究指定校事業）		通年	<p>(1)事業の目的・概要・内容</p> <p>文部科学省指定（国） 〔指定校〕 京都府立木津高等学校（平成27・28年度指定）</p> <p>〔研究主題〕 教科学習と連携した人権学習の充実と基礎学力充実の取組による生徒の自尊感情育成</p> <p>〔特徴的な研究実践〕</p> <p>【人権学習と教科指導の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科における人権に関する教材・指導内容と、人権学習で扱う内容が相互に補完し、生徒の理解が深まるような人権学習について研究・実践を行った。 <p>【学び直しの学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な学習の時間を活用した「学び直しの学習」の効果的な指導方法を研究し、全校体制で基礎学力の充実を図り、自尊感情を高める取組を行った。 <p>【教職員の人権意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、学習会や研修会、講演会、フィールドワーク等の効果的な活用について検討を加え実施した。 <p>【他校や他校種、関係諸機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他校や他校種、関係諸機関との連携を重視し、各種研究会や先進校、校区内の小・中学校の実践に学ぶことで、人権学習の充実を図った。 <p>(2)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科での学習や研修旅行の取組と人権学習を結びつけて実施することにより、様々な人権問題に対する生徒の理解がより深まり、人権感覚の高揚につながった。 全校体制で行う「学び直しの学習」の実施方法について、毎年改善しながら取り組んだ結果、基礎学力の定着とともに一定の自尊感情の高まりが見られるようになった。今後も、さらに自尊感情を高めていくために効果的な指導方法を検討していく必要がある。 全教職員対象の研修会、人権学習前の事前学習会、初任者や若手教員に対する研修会を実施するとともに、今日的な人権問題について、職員会議等の場を通じて随時啓発することができた。 京都府立高等学校人権教育研究会議を始めとする諸会議に出席し、他校における人権教育や人権学習について情報交換を行い、自校の実践にいかすことができた。 		学校教育課 （人権教育室）
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	学校	教職員	人権教育・啓発資料等の整備	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input type="checkbox"/> 普遍的考え方	

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
人権教育研究指定校事業 （人権教育総合推進地域事業）		通 年	(1) 事業の目的・概要・内容 文部科学省指定（国） 〔指定地域〕 市（平成27・28・29年度指定） 桃映中学校区内の桃映中学校、大正小学校、庵我小学校 〔研究主題〕 「児童生徒の夢が芽生え、育つ教育を目指して～人権尊重の精神に根差した文化の再生と創造～」 〔特徴的な研究実践〕 【学習活動からのアプローチ（学習活動づくり）】 ・ 学びを支える学習指導づくり事業 ・ 小中連携一貫教育づくり事業 【人権教育からのアプローチ（環境づくり）】 ・ 安心して学べる学校づくり事業 ・ とともに育ち合う校種間連携づくり事業 ・ 家庭・地域とのつながりを深める連携づくり事業 ・ 人権教育推進のための活動づくり事業 ・ 教職員自ら高まる研修づくり事業 【生徒指導からのアプローチ（人間関係づくり）】 ・ 豊かなつながりを生み出す関係づくり事業 ・ 児童生徒理解づくり事業 ・ 夢が芽生える夢発見づくり事業 (2) 評 価 ・ 桃映ブロックにおいて「家庭学習がんばり週間」を設定し、各家庭に対して啓発を行い、家庭と連携した取組を推進することで、大きく家庭学習時間が増加した学年が見られた。 ・ 人権が尊重された安心して学べる学習環境をつくるため、桃映中学校区で統一の授業ルール「学びの約束」を作成し実践した。 ・ 「人権の日」を設定し、親子のふれあいを目的にした取組や、地域清掃などの取組を実施することで、子どもたち自身が自ら育つ地域への関心を高めることができた。 ・ 自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習と、様々な人権問題についての正しい理解と認識を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するため、小中一貫人権学習カリキュラムの再検討、再構築をすすめた。 ・ 小中学校の児童生徒が相互に訪問して交流活動を行い、中学生が小学生に対して陸上大会や球技大会に向けた指導を行うなど交流活動を活性化した。		学校教育課 （人権教育室）
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	学校 地域社会	教職員	人権教育・啓発資料等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input checked="" type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input checked="" type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方	

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要		担当課（室）
トータルアドバイスセンター 設置事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施。</p> <p>(2)内 容 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話教育相談 毎日24時間対応 ・ メール教育相談 随時 ・ 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 ・ 巡回教育相談 月1回程度 <p>〔平成27年度 相談件数（延べ）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話教育相談 3, 8 8 5 件 ・ メール教育相談 7 7 件 ・ 来所教育相談 1, 6 7 3 件 ・ 巡回教育相談 2 0 2 件 <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 ・ 24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談についても常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図った。 		学校教育課 社会教育課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	家庭			同和問題	女性 ○子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
人権教育推進事業 (学習教材・啓発資料整備)		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進。</p> <p>(2)内 容 学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>〔視聴覚資料の整備〕 ビデオ（DVD）の購入と活用</p> <table border="1"> <tr> <td>保有数(本)</td> <td>1,040 (9)</td> <td>() 内は27年度購入分</td> </tr> <tr> <td>貸出数(本)</td> <td>117</td> <td></td> </tr> </table> <p>〔視聴者数〕 延べ4,876人 (㊸延べ3,754人)</p> <p>(3)評 価 府内全域で年間を通じて学校や地域の人権研修に多数活用された。昨年度に比べ視聴者数は増加した。今後、さらに利用者を増やせるようニーズの把握や、ライブリーの広報・充実に努める。 (視聴後の感想抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「人それぞれ」「気づき」の大切さを改めて考える良い機会となった (「親愛なるあなたへ」) インターネットにおける差別について、差別は依然として残っていること、また、災害における被災者の心境などがとても分かりやすかった。 (「あなたに伝えたいこと」) 		保有数(本)	1,040 (9)	() 内は27年度購入分	貸出数(本)	117		社会教育課
保有数(本)	1,040 (9)	() 内は27年度購入分									
貸出数(本)	117										
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、職場・企業	全て	指導者養成、資料整備、効果的手法、連携、成果活用	<input type="checkbox"/> 同和問題 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害のある人 <input checked="" type="checkbox"/> 外国人 <input checked="" type="checkbox"/> 患者等 <input type="checkbox"/> さまざまな人権 <input checked="" type="checkbox"/> 普遍的考え方							

【教 育 庁】

事業名	実施時期	概 要	担当課(室)																
森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ)	通年	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施。</p> <p>(2)内 容</p> <table border="1" data-bbox="689 483 1939 1077"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">みどりキャンプ</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>るり溪少年自然の家及びその周辺</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>平成27年8月6日～8月12日 6泊7日</td> </tr> <tr> <td>参 加 者</td> <td>府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒18名）</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験</td> </tr> <tr> <td>指 導 者</td> <td>京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ等</td> <td>社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計38名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・スタッフ研修会 6/27～28（1泊2日） ・親子説明会 7/4～5（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）</td> </tr> </table> <p>(3)評 価 ・ 班単位で生活する事を通して、相互理解を深め支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展が図れた。また、子どもたちやスタッフとの様々な共同生活や体験活動を通して自立心・主体性・社会性等を培うことができ、キャンプの目的を達成することができた。募集定員を上回る応募があり、本事業に対する府民の期待の大きさを感じた。</p>	みどりキャンプ		実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺	期 間	平成27年8月6日～8月12日 6泊7日	参 加 者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒18名）	活動内容	テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験	指 導 者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介	運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計38名	その他	・スタッフ研修会 6/27～28（1泊2日） ・親子説明会 7/4～5（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）	社会教育課
みどりキャンプ																			
実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺																		
期 間	平成27年8月6日～8月12日 6泊7日																		
参 加 者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒18名）																		
活動内容	テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験																		
指 導 者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介																		
運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計38名																		
その他	・スタッフ研修会 6/27～28（1泊2日） ・親子説明会 7/4～5（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）																		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場 地域社会	特定職業従事者 計画の推進策	<p style="text-align: center;">人 権 問 題 等（該当する課題に○）</p> <p style="text-align: center;">同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 <u>障害のある人</u> 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方</p>																

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
子どもの貧困対策事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する施策を推進。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習・生活支援事業 子どもの貧困対策プラットフォーム事業 子どもの学習・生活習慣確立支援事業 小学生個別補充学習実施事業 地域未来塾開設支援事業 府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業 ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業費(健康福祉部所管) 児童養護施設入所児童等自立支援事業(健康福祉部所管) <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核となる「まなび・生活アドバイザー」の配置を大幅に拡充し、未配置校にも派遣するシステムを構築している。 福祉の専門家をまなび・生活アドバイザーとして配置したことで、教員とは違う視点や専門的なアドバイスを教員が受けることができ、担任・学年・担当等が学校全体として組織的に活動することができた。また、関係機関との連携も円滑に進んでいる。 小学5年生を対象にした「小学校個別補充学習」を68校で実施し、さらに中学生等を対象とした、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による無料の学習塾「地域未来塾」を6市17箇所で開催し、子どもの学習意欲の向上と基礎学力の定着、地域の連携強化につながった施策を展開した。 府立高校「セカンドラーニング教室」として、学力課題のある生徒を対象とした個別指導を2校で実施し、成績不振科目をもつ生徒の割合が減少するなど、成果が上がっている。 今後も地域における教育と福祉の連携強化、こどもの居場所を活用した生活支援や学校・地域での補習学習など基礎学力の定着を図る取組の充実、民間支援団体との連携強化などを進め、子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるような施策を進めていく。 		学校教育課 高校教育課 社会教育課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策		人権問題等(該当する課題に○)
	学校、地域社会・家庭			同和問題 女性 <u>子ども</u> 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 <u>普遍的考え方</u>	

【教 育 庁】

事業名		実施時期	概 要						担当課(室)	
いじめ防止対策等推進事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 いじめ、不登校等の問題行動や少年による凶悪犯罪の発生などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制(相談体制)を充実するとともに、いじめ、不登校対策や生徒指導の充実を図る。</p> <p>(2)内 容 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ未然防止・早期解消支援チームの設置 ・ 規律ある行いを実践する教育推進事業の実施 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ ネットいじめ対策 ・ いじめ早期対応緊急指導教員の配置 ・ いじめ危機管理チームの派遣 ・ いじめ対応のための附属機関等の設置 </p> <p>(3)評 価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 府独自の統一したアンケート調査や個別の聞き取り調査を定期的に行い、児童生徒が友達との関わりの中で、いやな思いをしたというものから、丁寧な実態把握に努めるとともに、早期の解消に向けて、組織的な対応を進めている。 ・ 早期発見・早期対応の取組の結果、多くのいじめについては既に解消が図られているが、中には継続的に指導が行われているものが見られるため、いじめ防止対策推進委員会の専門的な助言や、臨床心理士や社会福祉士等の派遣による学校支援を、今後も進めていく。 ・ いじめ事象により学級経営に困難を抱える小・中学校に、社会福祉士や臨床心理士をチームとして派遣し、被害・加害児童への対応について、専門的な見地から助言を得た。継続的な派遣を行うことにより、加害児童の家庭における困難な状況の把握や、専門機関との連携が図れるようになっている。 ・ いじめを未然に防止するため、児童・生徒の人権意識や規範意識を高め、実際の行動に移せることができるように、道徳教育の充実や、「法やルールに関する教育」ハンドブック及び実践事例集を活用した取組が、府内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で充実するよう、努めていく。 </p>						学校教育課 高校教育課 社会教育課	
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
	学校	教職員	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

警察本部

所 掌 事 務	警務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織、制度の調査、研究、企画及び実施 ・ 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整 ・ 犯罪被害者等給付金
	教養課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養
	少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護
	サイバー 犯罪対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報技術の利用に伴う犯罪・事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。 ・ コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整
	捜査第一課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性犯罪の捜査
	警察学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本課程、一般職員課程、専門課程の教養

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	職場、企業、地域社会、学校
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	さまざまな人権（普遍的考え方、犯罪被害者等、子ども、社会の変化等による課題等）

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持する責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要 ・ 警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点をおいた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実」が強く求められている。 ・ 犯罪による被害者、その家族や遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命・身体への直接的な被害だけでなく、その後も精神的苦痛や経済的負担等、様々な困難に直面している。 ・ さまざまな社会的背景のもと、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあり、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要である。 ・ インターネットの普及は利便性の反面、人権にかかわるさまざまな問題が発生しており、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要がある。
--------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用時に研修を行う警察学校では、警察職員として一般的に必要なとされる人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後は、研修や職場での教養を通じて、人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努めてゆく。 ・ 犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、孤立することなくその権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進める。 ・ 適切な市民応接をはじめとした、捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進にあたって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、職場や警察学校における職務倫理教養をはじめとした各種教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に取り組む。 ・ 関係機関、地域社会、学校等が連携した取組の充実と子どもに対する支援活動の推進を図る。 ・ 関係機関、学校等と連携して、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく。
-------	--

【警察本部】

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
犯罪被害者支援		通年	(1) 事業の目的・概要 犯罪被害者等の人権に配慮した被害者対応の実施 (2) 内容 ○ 被害者の救援 「被害者の手引」(被害者用、遺族用、交通事故被害者用、外国語版、点字版)及び同手引簡易版の作成、配布 ○ 捜査過程における被害者の二次被害の防止・軽減 ・ 指定被害者支援要員の運用 ・ 被害者連絡及び被害者等への訪問・連絡活動の実施 ・ カウンセリングの実施 ・ 各種公費負担制度の運用 ○ 被害者の安全確保 再被害防止措置の実施 ○ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成 ・ 生命のメッセージ展の開催 ・ 中高生・大学生を対象とした犯罪被害者遺族による講演の実施 ○ 被害者支援推進体制の整備 ・ 各種教養、研修会等の実施、教養資料の作成・配布 ・ 京都府犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催等による、関係機関・団体との連携強化 (3) 評価 ○ 公費負担制度の拡充による犯罪被害者等の経済的負担の軽減及びカウンセリング実施による精神的負担の軽減を図った。 ○ (公社)京都犯罪被害者支援センターを始め、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する途切れのない支援を推進した。 ○ 犯罪被害者遺族による講演の実施により、被犯罪被害者等の心情に対する理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。					警務課 犯罪被害者支援室			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策		人 権 問 題 等 (該当する課題に○)						
	企業・職場	警察職員	指導者養成、資料等の整備、効果的な手法、国・市町村・民間等との連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	○ (さまざまな人権 (犯罪被害者))

【警察本部】

事業名		実施時期	概要		担当課(室)						
犯罪等被害少年等に対する支援事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 犯罪やいじめ、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援活動の適切かつ効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容</p> <p>① 少年相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 平成27年中 19件 ○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用 平成27年中 211件 <p>② 少年心理分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 平成27年中 87件(対象被害少年 3名) ○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 臨床心理士に対する少年心理分析顧問(大学院教授)によるスーパーバイズの実施 平成27年度 35回 <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子メールを活用した少年相談は、面接や電話といった直接的接触に不安を持つ被害少年が相談を始めるきっかけとなり、メールでの助言・指導により被害回復を図ることができた。 ○ 24時間対応のヤングテレホンにより、被害少年等に対して時機を逃さない迅速な助言や支援を実施できた。 ○ 臨床心理士の配置・運用により、被害少年等に対して専門的な知識や技能を生かした継続的な支援を実施できた。 ○ スーパーバイズにより、臨床心理士の技能向上を図ることで、長期にわたってカウンセリングを必要とする被害少年等に対して、効果的な支援活動が推進できた。 ○ 被害少年等に対する支援活動を、より適切かつ効果的に推進できるよう、今後も支援に必要な知識・技能の向上に努めると共に、人的整備を図り、少年相談のさらなる充実を図っていく必要がある。 		警察本部 少年課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

【警察本部】

事業名		実施時期	概要				担当課(室)								
サイバー犯罪対策		通年	<p>サイバー犯罪の未然防止と被害拡大の防止</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 関係機関・団体との連携によるサイバー犯罪被害防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府立高等学校等と連携したCTF(セキュリティ競技会)を開催しセキュリティ人材育成を推進(27年6月) ○ 「京(みやこ)サイバー犯罪対策シンポジウム(青少年編、企業編)」の開催(27年8月) ○ 公衆無線LAN「KYOTO Wi-Fi」の安全対策を京都市に申し入れ、改善を実現(27年10月) ○ イオンモール久御山におけるサイバー犯罪被害防止等啓発イベント「サイバーポリス・ミュージアム」の開催(27年10月) ○ 立命館大学と協力して、サイバー犯罪被害防止ソフトウェア開発を目的としたアイデアコンテスト「サイバー犯罪被害防止アイデアソン」を開催(27年12月) <p>② 各種講演会等を通じた広報啓発活動の推進 平成27年中 2,219回実施 (本部実施 510回 警察署実施 1,709回)</p> <p>③ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 本部・警察署において、府警ホームページ・電話・来訪によりサイバー犯罪に関する相談を受理 平成27年中 4,270件受理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>来所(署)</th> <th>電話</th> <th>文書</th> <th>府警ホームページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">899件</td> <td style="text-align: center;">1,053件</td> <td style="text-align: center;">7件</td> <td style="text-align: center;">2,311件</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の関係機関団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策、並びに違法・有害情報の通報体制を確立して、被害の拡大防止に努めた。 ○ 相談に関しては、府警ホームページの入力フォームから相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりには抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談に対して助言指導が行えた。 				来所(署)	電話	文書	府警ホームページ	899件	1,053件	7件	2,311件	警察本部 サイバー犯罪対策課
来所(署)	電話	文書	府警ホームページ												
899件	1,053件	7件	2,311件												
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)				普遍的考え方								
	学校・事業所	警察職員	同和問題	女性	子ども	高齢者		障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権 (インターネット社会)				